

44 農林水産分野における地球温暖化対策のための 緩和及び適応技術の開発

【675(0)百万円】

対策のポイント

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術、温暖化の進行に適応した農林水産物の生産安定技術を開発します。

<背景/課題>

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標の達成に向けて、農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能の向上が必要。
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質等の安定化に取り組む必要。

政策目標

- 温室効果ガスの排出削減技術、吸収源機能向上技術の開発
- 影響評価に基づく温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発

<主な内容>

①農林水産分野における温暖化緩和技術の開発

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収源機能を向上させる技術の開発を行います。

②農林水産分野における温暖化適応技術の開発

農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行います。また、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発します。

農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発

675(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

(03-3502-0536(直))

農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発

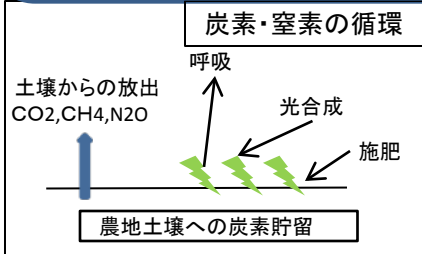
我が国の温室効果ガス排出削減に向けた技術開発の推進

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標に向けて、農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能向上が必要。
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質等の安定化に取り組む必要。

緩和技術

- 農地・森林・海域における温室効果ガス発生・吸収メカニズムの解明

・炭素・窒素循環統合モデルの構築



活用



- 温室効果ガスの排出削減技術の開発
- 温室効果ガスの吸収源機能向上技術の開発

・農地土壌の炭素貯留能の向上
・森林による炭素吸収源機能の向上



連携



適応技術

- モニタリングの強化
- 最新の気候変動モデルによる温暖化影響の予測と評価

・栽培管理、土壌、品種等を考慮した収量・品質予測モデルの構築
・水資源予測モデルの構築

活用



- 影響評価を踏まえた生産安定技術の開発

・農地・山地災害への適応
・新たな感染症、病害虫の発生予測と対策



- ◎今後の国際交渉の場における科学的裏付けとしての活用
(IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次報告書に研究成果を反映)
- ◎農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収源機能の向上
- ◎温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質の安定化
- ◎途上国に対する温室効果ガス排出削減に係る技術協力等に活用

45 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 【6, 183 (6, 516) 百万円】

対策のポイント

農林水産業・食品産業の発展のための農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

<背景／課題>

農林水産業・食品産業の技術上の課題の解決や農商工連携の推進により地域の活性化を図るためには、実用化段階の研究開発成果を生産現場への普及や民間企業による事業化に速やかに結びつける必要があります。

政策目標

農林水産政策の推進方向や現場の要請に的確に対応した実用技術の開発を推進

<主な内容>

1. 新技術開発事業委託費 5, 973 (6, 357) 百万円

①研究領域設定型

各行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策の推進に資するための研究領域を設け、その実用化に向けた技術開発を支援します。

②現場実証支援型（従来の現場提案型を再編）

大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。

③機関連携強化型（新設）

公設試験場が他の都道府県の公設試験場との研究連携協定を策定した場合に、当該試験場を含む共同研究グループによる技術開発を支援します。

④緊急対応型

年度途中で突発的に生じた農林水産・食品分野の政策課題に対応する研究開発を支援します。

2. 課題評価、進行管理、成果の普及等の推進に関する調査分析委託費

153 (159) 百万円

研究課題の審査・評価、進行管理、成果の普及等に関する調査分析及びマッチング機会増大による技術開発成果の普及・実用化を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530(直))

平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の研究タイプ

◎ 研究領域設定型研究

行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策推進上の重要性等を勘案して、研究領域を設定し公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内／年

◎ 現場実証支援型研究

地域活性化に資する観点から、研究領域は設定せず、地域における自由な発想を生かして現場から提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：3千万円以内／年

◎ 機関連携強化型研究

研究連携協定の策定を前提に、研究領域は設定せず、提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内／年

◎ 緊急対応型調査研究

農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応し、その都度公募（年数回）

研究期間：年度内
1 課題研究費：1千万円以内／年

○ 22年度における研究領域

- ① 競争力強化のための生産システムの改善
- ② 新たな可能性を引き出す新需要の創造
- ③ 地域農林水産資源の再生と生態系保全
- ④ 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
- ⑤ 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー、新エネルギー対策

◎ 従来の「現場提案型研究」を再編したタイプです。

<再編のポイント>

- ① 事業化や普及に速やかに供することが可能な技術の開発を推進します。
- ② 技術開発から改良、開発実証試験まで切れ目なく支援し、いち早く生産現場や企業がその成果を活用できるようにします。

◎ 平成22年度から新設するタイプです。

<新設のポイント>

- ① 地域の研究資源の利用効率を飛躍的に向上させる体制の構築を促進します。
- ② 共同研究グループに参加する公設試験場同士が研究連携協定を策定することが応募の要件となります。
- ③ メリット措置として、委託研究の実施のために必要な経費を支援するとともに、間接経費の上限を35%とし、研究連携協定に基づく役割分担や連携強化の下での研究体制の整備を支援します。

46 森林・林業・木材産業づくり交付金

【7,085(13,222)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄うことが必要
- ・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る事業者等による施業集約化の推進が重要
- ・木材（用材）の自給率(H20)は24.0%
- ・年間約2,000万m³（推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用

政策目標

- 平成25年度までに、育成単層林から育成複層林へ7.2万haを誘導
- 意欲ある事業者による事業量のシェアを拡大
（素材生産量 5割(H17)→6割(H27)、造林面積 6割(H17)→7割(H27)）
- 木材供給・利用量を拡大（1,700万m³（H16）→2,300万m³（H27））

<主な内容>

1. 望ましい林業構造の確立

施業集約化に取り組む能力・体制を有すると認められ、かつ一定以上の素材生産能力を有する林業事業者等が高性能林業機械を導入する際の助成の優遇（交付率1/3→1/2）等を行います。

2. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

品質・性能の確かな地域材の供給、外材から国産材への原料の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な施設の整備を進めます。また、地域材を利用した公共施設の整備、石炭火力発電所における間伐材等の混合利用に必要な燃料用木質バイオマスの生産・利用施設の整備など木質バイオマスの総合的な利用を推進します。

※ 間伐、路網整備等については森林整備事業（公共）で実施するほか、平成21年度第1次補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」や平成21年度第2次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等の活用により実施します。

（ 交付率：定額（1/2、4/10、1/3等）
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、林業事業者、木材関連業者等 ）

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
2の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292 (直))
	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
間伐・路網整備等について	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))

47 森林整備地域活動支援交付金

【[所要額] 7, 120 (9, 945) 百万円】

対策のポイント

森林所有者等による森林施業の集約化などに必要な「森林情報の収集活動」及び「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」や、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等について支援します。

<背景/課題>

- ・低コストで効果的な森林整備を進めるためには森林施業の集約化が必要です。
- ・森林施業の集約化にあたっては林齢、樹種、林道からの距離など森林施業の必要性が判断できる情報の収集が必要です。
- ・また、計画的かつ一体的な森林施業を実施するには施業実施区域の明確化等が必要です。
- ・さらに、森林施業の集約化及び森林施業の実施を促進するためには、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者などにより不明になりつつある森林の境界を明確にすることが必要です。

政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の促進を図り、森林の有する多面的機能の発揮

<主な内容>

1. 森林施業の集約化に必要となる地域活動への支援

森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、1ha当たり15,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

2. 森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

森林施業計画が作成された森林で、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を対象として、1ha当たり年間5,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

3. 森林施業の集約化や森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

「施業集約化・供給情報集積事業」の対象となる森林において、実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対して、人証を使った場合1ha当たり24,000円、人証を使わなかった場合20,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

4. 交付金の適正かつ円滑な交付に必要となる経費への助成

交付金に関する説明会の開催や地域活動の実施状況の確認など、地方公共団体が交付金を適正かつ円滑に交付するのに必要となる経費を助成します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

森林整備地域活動支援交付金

【背景】

近年、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の施業意欲が減退し、適時適切な森林施業が十分に行われないなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じている。

事業の概要

計画的な森林施業が
予定されていない森林

- 森林施業の集約化に必要な「**森林情報の収集活動**」について
調査面積1ha当たり15,000円を交付
※森林施業計画が作成された森林と一体的に実施するもので一定の要件を満たす場合、森林施業計画が作成された森林でも実施可能
- 市町村長が認定する森林において実施する「**森林情報の収集活動及び境界の明確化等**」について
＜人証を使った場合＞
1ha当たり24,000円を交付
＜人証を使わなかった場合＞
1ha当たり20,000円を交付

森林情報の収集活動



境界の明確化等



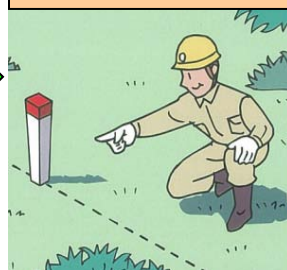
森林所有者への

施業提案に活用

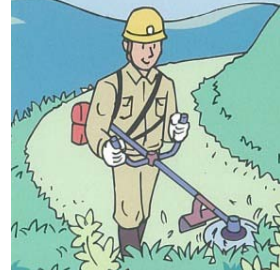
既に森林施業計画が作
成されている森林

- 森林施業の実施に必要な「**施業実施区域の明確化作業**」及び「**歩道の整備等**」について
一定林齢以下の育成林1ha当たり
5,000円を交付

施業実施区域の明確
化作業



歩道の整備等



森林施業の集約化や森林施業の実施に必要なこれらの支援を実施することにより、適時適切な森林整備が促進され森林の有する多面的機能の発揮に資することとなる。

48 山村活性化総合推進事業

【537(722)百万円】

対策のポイント

NPO法人等、地域の多様な主体の連携により、森林資源を活用した新たな起業等、山村の活性化のための自主的な取組を推進します。

<背景/課題>

- ・山村は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、過疎化・高齢化の深刻化により、森林の整備及び保全に支障をきたすことが懸念されています。
- ・このため、多様な主体の連携により、低炭素化に貢献する森林バイオマスの積極的な利活用、教育・健康分野での森林・山村の活用等を推進することで、豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化を図ることが必要です。

政策目標

- 森林資源の新たな活用により、山村を活性化
- 新規定住者が増加している山村を4割に増加（H24）

<主な内容>

1. 社会的協働による山村再生対策構築事業 290(350)百万円
森林資源の利用によるCO2排出削減量の取引、新素材・エネルギーの事業化等、山村における新たな付加価値の創造や都市の企業等とのマッチングを支援します。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体
2. 山村再生総合対策事業 177(295)百万円
山村特有の資源を活用した新たなビジネスモデルの確立に向け、NPO等多様な主体が実施する自主的な取組を推進します。
（補助率：定額、1/2）
事業実施主体：民間団体
3. 森林総合利用推進事業 50(0)百万円
里山林の整備と里山資源の活用を組み合わせ、自立・継続的に実施できる地域モデルを実証、確立し、全国的な取組の拡大を図ります。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））]

49 森林の生物多様性保全総合対策事業

【1,013(168)百万円】

対策のポイント

生物多様性条約第10回締約国会議の日本開催等を契機とし、森林生態系の調査、保護・管理技術の開発等により、生物多様性保全を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）議長国としての先導的な役割を果たす必要があります。
- ・国土の7割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

政策目標

平成23年度までに「生物多様性の認知度」を50%に引き上げ

<主な内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査 405(0)百万円
全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）
2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業 293(0)百万円
デジタル空中写真の撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）
3. 森林環境保全総合対策事業 305(158)百万円
森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

- | | | |
|---|----------------|--------------------|
| { | 1、2の事業 林野庁計画課 | (03-6744-2300 (直)) |
| | 3の事業 林野庁研究・保全課 | (03-6744-2311 (直)) |

50 森林づくり国民運動推進事業

【121（182）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

<背景／課題>

・地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層へ森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加する森林づくり活動等への支援を進めることが必要です。

政策目標

森林づくりに参加する企業、NPO等の数を増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を促進

<主な内容>

1. 緑化等に対する国民の理解の促進

全国規模での緑化活動の推進を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援

幅広い層による森林づくり活動や森林生態系保全活動等を支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ

森林づくりに関心のある企業等の活動の促進に向けた取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

4. 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木等の保全・管理技術の開発と普及

里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-8243（直））]

51 集約化施業促進等経営支援対策

【730(2,044)百万円】

対策のポイント

施業集約化の加速化を図るため、集約化に取り組む事業体の育成と不在村森林所有者への働きかけ等を強化し、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立します。

<背景／課題>

- ・今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約1/4を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

<主な内容>

1. 施業集約化・供給情報集積対策

610(524)百万円

提案型集約化施業の取組を一層拡大するため、集合研修に加え、専門家の派遣や0JT研修により「森林施業プランナー」の養成を加速化するとともに、不在村者に対する森林施業の働きかけの強化等を実施します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：全国森林組合連合会等

2. リースによる高性能林業機械の導入促進対策

120(70)百万円

高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減を通じた林業事業体の育成と生産性の向上を図るため、リースによる導入を支援します。

なお、導入支援対象機種にハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、フェラーバンチャのアタッチメントを追加します。

補助率：定額（リース料の8～12%程度）
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

（お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8048（直）））

集約化施業促進等経営支援対策

背景

- 我が国の森林資源は人工林を中心に成熟
- 木材加工技術の向上等による国産材利用の増加
- 小規模な森林所有者が多くを占める所有構造
- 森林所有者の高齢化、不在村化等による森林所有者の施業意欲の低下

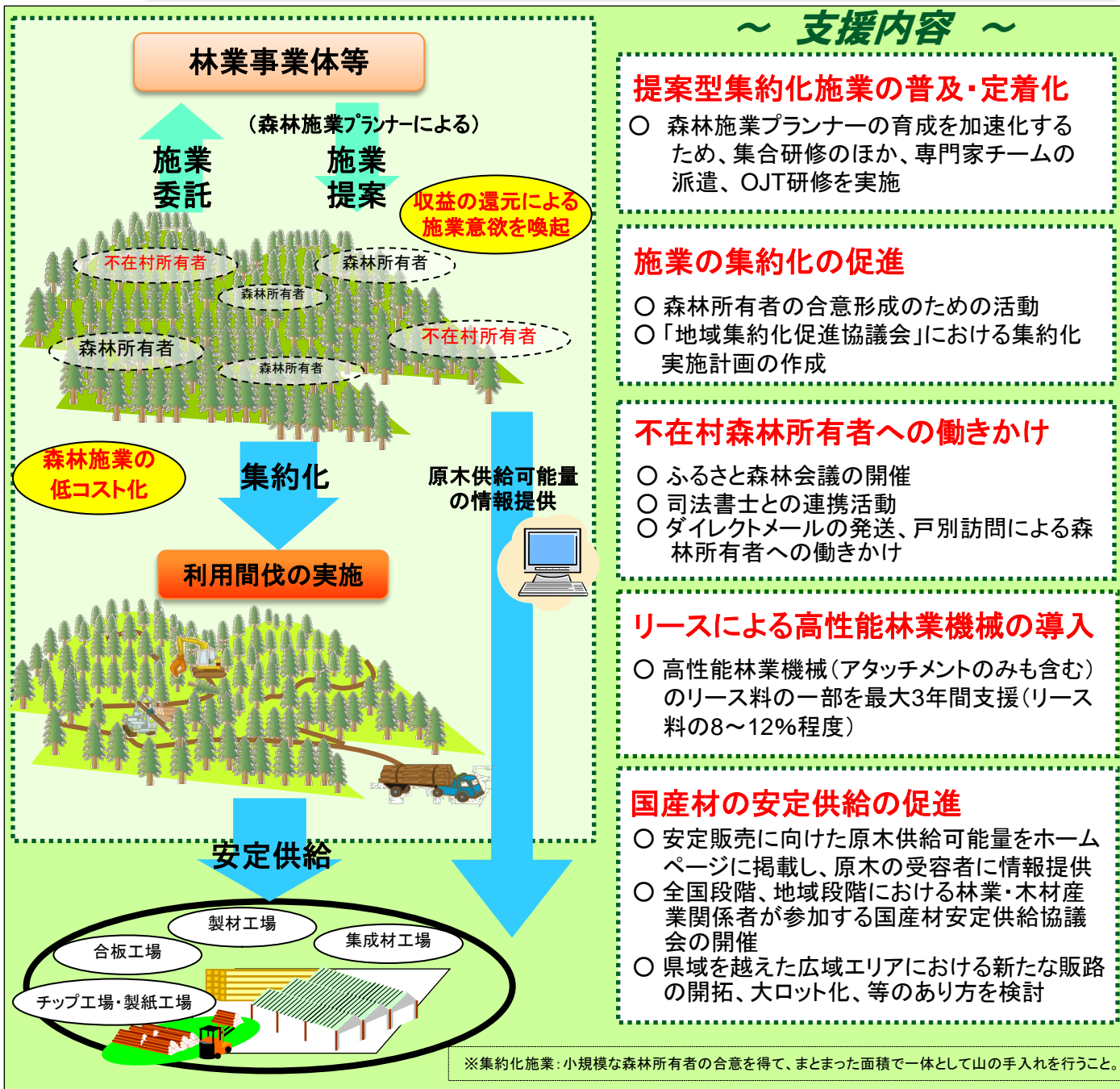
☆国産材の安定供給への期待の高まり

課題

- ★山の手入れ(森林施業)の低コスト化など採算性の向上により、森林所有者へ収益の還元を図る
- ★森林施業の委託を森林所有者に働きかける森林施業プランナーの育成を加速化する
- ★意欲ある林業事業体の素材生産等のシェアを拡大する

目標

平成23年度末までに全ての私有林で集約化施業に取り組める体制を構築



52 緑の雇用総合対策事業

【[所要額] 9, 527(9, 762) 百万円】

対策のポイント

雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修や中堅層の能力向上対策を実施するとともに、人材育成のあり方を見直すための調査を実施します。

<背景/課題>

- ・森林吸収源対策として適切な森林整備を支える労働力の確保と林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることが必要です。
- ・また、こうした人材の効率的・効果的な育成方法について検討することが必要です。

政策目標

減少が見込まれる林業労働者数について、
森林整備を実施するために必要な水準を維持
〈平成27年推計値 4万人 → 5万人程度〉

<主な内容>

1. 緑の雇用担い手対策事業 [所要額] 9, 050 (9, 685) 百万円

林業経験のない方が①基本的な技術を習得できるよう1,800人を対象としたOJT研修等、②作業実態等の理解を図るため570人を対象とした3ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費を雇用主に対して支援します。

〔補助率：①定額（研修費9万円/月・人、講師代2万円/日・人、最長10ヶ月間）
②定額（研修費8千円/日・人、講師代2万円/日・人、最長3ヶ月間）
事業実施主体：全国森林組合連合会〕

2. 林業就業者能力向上対策事業 290(0) 百万円

コスト管理など現場管理のできる人材を育成するため、必要な研修を実施するためのカリキュラム等の策定や研修参加に必要な経費に対して支援します。

〔補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

3. 林業経営者育成確保事業 121(0) 百万円

人材育成の充実・強化に向けた調査、大学等による中核的林業経営者養成、林業高校生に対する林業経営・就業体験等に必要な経費を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
3の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311 (直))

53 木材産業活性化総合対策事業

【222(272)百万円】

対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

<背景/課題>

- ・森林整備の推進や木材自給率（平成20年：24.0%）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。
- ・国内製材工場の94%は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。
- ・製紙用針葉樹チップの4割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万³mに拡大
(H16:1,700万³m)

<主な内容>

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業 42(71)百万円
中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。
(補助率：定額、1/2)
(事業実施主体：民間団体)
2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 22(30)百万円
地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体)
3. 木材供給高度化設備リース促進事業 158(171)百万円
製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：全国木材協同組合連合会)

[お問い合わせ先：林野庁木材産業課 (03-6744-2292(直))]

54 国産材利用拡大総合対策事業

【1, 554(321) 百万円】

対策のポイント

住宅・建築資材、土木・建具等多様な分野での国産材利用の拡大に取り組むとともに、国産材利用の啓発・普及を推進します。

<背景/課題>

- ・平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上。
- ・国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万^m³に拡大
(H16：1,700万^m³)

<主な内容>

1. 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 488(290) 百万円
「顔の見える木材での家づくり」等地域材住宅づくり活動、長期優良住宅等に対応した地域材による住宅部材の開発、木造建築設計の担い手育成等を支援します。
〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：民間団体〕

2. 地域材利用加速化支援事業 702(0) 百万円
建築物の防火性能向上のためのデータ取得、室内化学物質が健康に及ぼす影響の検証、国産材住宅に係る情報発信力の強化、型枠用合板等の原料を外材や非木質原料から国産材へ転換するための技術開発、内装材など資材ごとの国産材の安定供給に向けた仕組みづくり等を支援します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

3. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業 148(0) 百万円
国産材利用の実需拡大を図る「木づかい運動」について、企業等のニーズに応じた情報提供やマッチングの場の提供等を実施します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

4. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 139(0) 百万円
市場における違法伐採木材排除のために、合法性証明の取組状況のモニタリングや、輸入木材の調査、合法木材の普及等を推進します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：〕
1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
3、4の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296 (直))

55 木質バイオマス利用加速化事業

【622（0）百万円】

対策のポイント

電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生しているが、ほとんどが未利用。
- ・電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが強まっている。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約38,000トン（平成20年）に増加。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

<主な内容>

1. 原木等供給者と需要者間の需給のマッチングに対する支援

流通コーディネーターに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

2. 林地残材の収集・運搬コストの低減のための取組への支援

間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

3. 木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等の推進

地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取組みに対し支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

4. 木質バイオマス普及のための基盤づくりに対する支援

（1）木質バイオマス利用機器の開発・改良

木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

（2）規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の試験等

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：

1 の事業

林野庁木材産業課（03-6744-2291（直））

2～4 の事業

林野庁木材利用課（03-6744-2297（直））

56 漁業共済・漁業経営安定対策(積立ぶらす)

【20, 255(22, 612)百万円】

対策のポイント

漁業共済・漁船保険制度により、異常な事象や不慮の事故等による漁業経営への影響を緩和するとともに、経営改善に取り組む経営体を対象に漁業共済の上乗せ補てんを行い、その経営改善を支援します。

<背景/課題>

- ・ 燃油の高騰、漁業資源の減少等漁業経営を取り巻く状況が悪化するとともに、漁業就業者の高齢化、漁業生産構造の脆弱化が進行。
- ・ 漁業経営の安定のためには、異常な事象や不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするとともに、収入変動の影響を緩和して経営改善を支えるための施策が必要。

政策目標

現在、約1.5万経営体の「効率的かつ安定的な経営体」を約2.5万経営体に引き上げ、効率的かつ安定的な漁業経営が太宗を担う(漁業生産額の約8割)漁業生産構造を実現

<主な内容>

1. 漁業共済及び漁船保険の加入漁業者に対する掛金助成等

15, 281(15, 535)百万円

漁業災害補償法及び漁船損害等補償法に基づき、漁業共済及び漁船保険加入漁業者に対して掛金の国庫補助をします。

補助率：定率
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

2. 漁業経営安定対策事業(積立ぶらす)

3, 067(5, 101)百万円

経営改善に取り組む経営体を対象として、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費により漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で補てんします。

補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

3. その他制度の運営に伴う事業

1, 907(1, 977)百万円

漁業共済制度及び漁船保険制度の健全な運営に資するため、加入の促進、運営経費の一部補助、団体の組織再編の検討等に必要経費助成を行います。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：漁業共済組合等

(お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官(03-6744-2355(直)))

漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぶらす）

平成22年度概算決定額
20,255 百万円

積立ぶらす

事業の目的

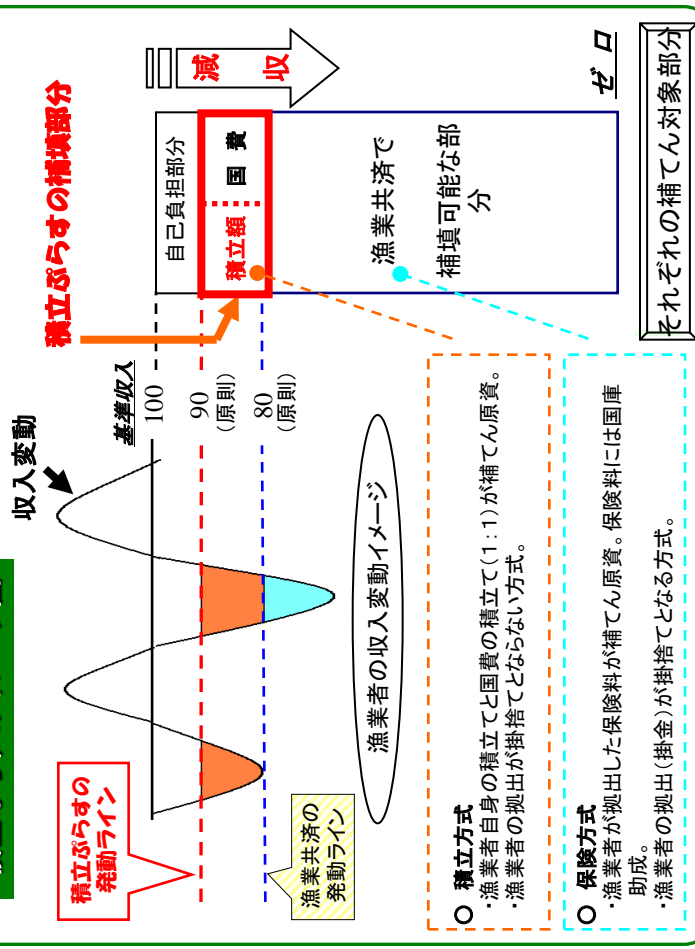
積極的かつ計画的に経営改善に取り組み漁業者を対象に、漁業共済の経営安定機能に上乘せした形で、収入の変動による影響を緩和し、その経営改善を支援します。

事業の内容等

経営改善に取り組み経営体を対象として、その経営改善を支えるため、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費（1：1）により補てんを行います。

○ 事業実施期間：平成20～29年度（1経営体当たりの支援期間は5年）

積立ぶらすのイメージ図



制度の目的

中小漁業者が異常の事象や不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業を中心に、不漁等により漁獲金額が減少した場合の損失(経費相当部分に限る。)を補償
養殖共済	魚類養殖業を中心に、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償
特定養殖共済	ほたてやわかめ等の政令で定める特定の貝類、藻類養殖業について、品質の低下等により生産金額が減少した場合の損失(経費相当部分に限る。)を補償
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の漁具の損壊等による損害を補償

国の支援

漁業者が支払う共済掛金や、漁業共済団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁業共済団体が行う共済事業に係る保険事業を実施。

漁船保険制度

制度の目的

漁船の不慮の事故によって受ける損害など補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁船保険の種類及び内容

- 漁船保険：漁船の不慮の事故による損害を補てん
- 漁船船主責任保険：漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を補償
- 漁船積荷保険：漁船に積載した漁獲物等の事故により生じた損害を補償

国の支援

漁業者が支払う保険料の一部を国庫負担、漁船保険団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁船保険団体が行う保険事業に係る再保険事業を実施。

57 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

【1,955(0)百万円】

対策のポイント

燃油や養殖用配合飼料価格の高騰による影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国の拠出により補てん金を交付するセーフティーネットの仕組みを創設します。

<背景／課題>

- ・漁業・養殖業は経費に占める燃油費・飼料費の割合が高いことから、燃油価格・配合飼料価格の動向は経営に大きな影響。
- ・原油価格は国際的な需給関係だけでなく、投機資金の流入などの要因により乱高下。
- ・燃油価格・配合飼料価格は中長期的には依然として上昇基調にあると考えられることから、漁業・養殖業の体質強化を基本としつつも、これと併せて平成20年のような漁業用燃油価格の高騰や平成18年のような配合飼料価格の高騰の影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、水産物の安定供給を確保していく上で重要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<主な内容>

漁業経営セーフティーネット構築事業

(1) 漁業用燃油価格安定対策

漁業者と国の拠出により、燃油価格が高騰したときに補てん金を交付し、漁業経営の安定を図ります。

(2) 養殖用配合飼料価格安定対策

養殖業者と国の拠出により、配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、養殖業経営の安定を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

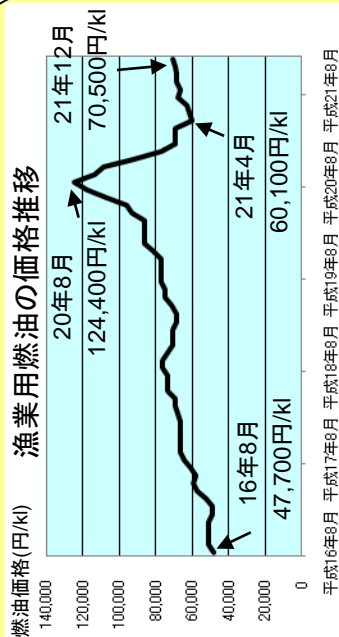
- (1) の対策 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))
(2) の対策 水産庁裁培養殖課 (03-6744-2383 (直))

漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格の変動に備えた経営安定対策

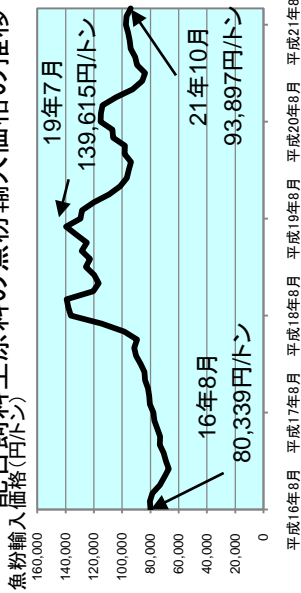
【平成22年度概算決定額 20億円】

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、経営の安定を図ります。

いま



配合飼料主原料の魚粉輸入価格の推移



燃油や配合飼料がまた値上がりしたらどうしよう。不安だな。



こうします

・燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者・養殖業者と国が1対1の負担割合で資金を積み立てます。

○燃油の場合

・原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に補てん金が支払われます。

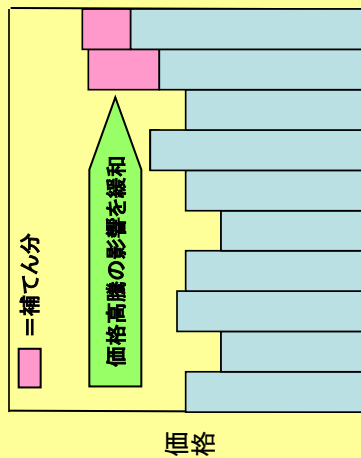
補てん単価=当該四半期の平均原油価格が、直前2年間の平均原油価格に115%を乗じた価格を超えた分

○配合飼料の場合

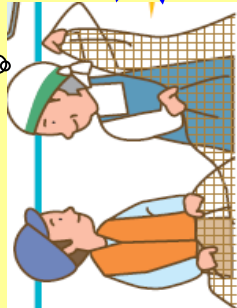
・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、養殖業者に補てん金が支払われます。

補てん単価=当該四半期の平均輸入原料価格が直前2年間の平均輸入原料価格に115%を乗じた価格を超えた分

こうなります



燃油や配合飼料が値上がりしても安心だね！



積立しておいたからね

58 漁業者への直接所得補償調査等

【170(0)百万円】

対策のポイント

漁業所得補償制度の設計のため必要なデータの収集・整理等を実施します。

<背景/課題>

- ・漁業者が将来にわたって、持続的に漁業経営を維持していくことができるようにするための漁業所得補償制度の設計のために必要なデータの把握を行うことが必要。
- ・あわせて、次期水産基本計画の策定等、水産施策の制度見直しの検討のために必要なデータを収集することが必要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<主な内容>

漁業者への直接所得補償調査等

漁業所得補償制度設計等のため、漁業経営体の経営実態等、必要なデータの収集・整理等を実施します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔お問い合わせ先：水産庁企画課 (03-3592-0731 (直)) 〕

59 新規就業・新規参入対策

【1, 456(1, 228) 百万円】

対策のポイント

人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成します。

<背景/課題>

- ・漁業就業者は、10年間で3割減少し、約20万人まで減少。65歳以上が約4割を占める。
- ・将来にわたり水産物を安定的に供給するには、漁業就業者の確保・新規参入を促進するとともに、漁業者による自主的な経営改善の取組の支援等により、漁業の将来を担う人材の確保・育成を図ることが急務。
- ・漁船の海難等による死者・行方不明者は年間100名を超え、全船舶で最多。

政策目標

毎年度1, 500人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

1. 漁業を担う人材の確保 1, 314 (916) 百万円
漁業への新規就業・参入を促進するため、新規就業希望者の長期研修、水産高校生
の現場実習、異業種との連携による新ビジネスの創出等を支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
2. 将来を担う沿岸漁業就業者の育成 86 (190) 百万円
青年・女性漁業者を対象とした漁業技術や経営管理等の研修や沿岸漁業者・漁村
女性グループが行う経営改善等を図るための取組を支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
3. 漁船の安全操業の確保 56 (122) 百万円
漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等
を取得させるための講習会の実施等を支援します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：

- 〔 1、3の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340 (直)) 〕
- 〔 2の事業 水産庁研究指導課 (03-6744-2374 (直)) 〕

60 漁業金融対策

【1, 311 (425) 百万円】

対策のポイント

- 認定漁業者に対する漁船・養殖施設等のための資金や、資材コストの低減等、経営改善のための運転資金について、最大無利子の利子助成を行います。
- 21年度に措置した無担保・無保証人等の漁業緊急保証対策について、期限を22年度まで延長するとともに、保証枠を1,450億円に拡充します。

<背景/課題>

一昨年秋以降の世界同時不況や資材高騰・魚価安の影響により、漁業経営が急速に悪化する中で、漁船や養殖設備に対する設備投資が進まず、運転資金などの資金繰りも滞っています。

政策目標

信用保証及び融資への支援により漁業者に対し、約1,000億円の資金融通の円滑化

<主な内容>

(「漁業緊急保証対策」については、21年度2次補正予算(案)において追加予算措置)

1. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業 165(0)百万円

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成することにより、金利負担の軽減(低利又は無利子)を図ります。

(融資枠 60億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等)

2. 漁業経営改善緊急対策事業 420(0)百万円

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が、運転資金を借りた場合に、利子助成(低利又は無利子)を行います。

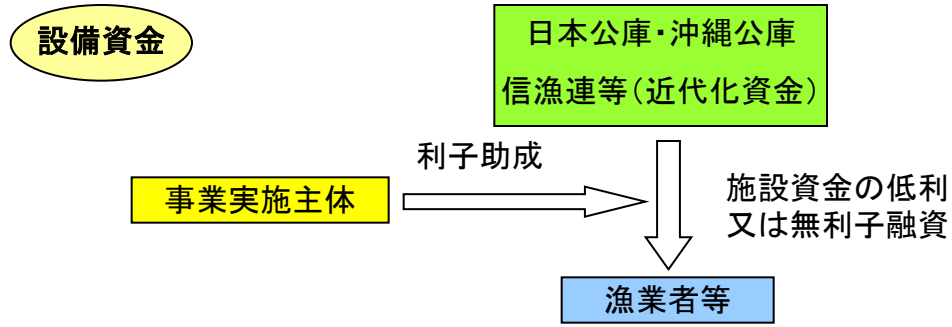
(融資枠 50億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等)

(お問い合わせ先：
1の事業 水産庁水産経営課 (03-6744-2347 (直))
2の事業 水産庁水産経営課 (03-6744-2346 (直)))

漁業金融対策の概要

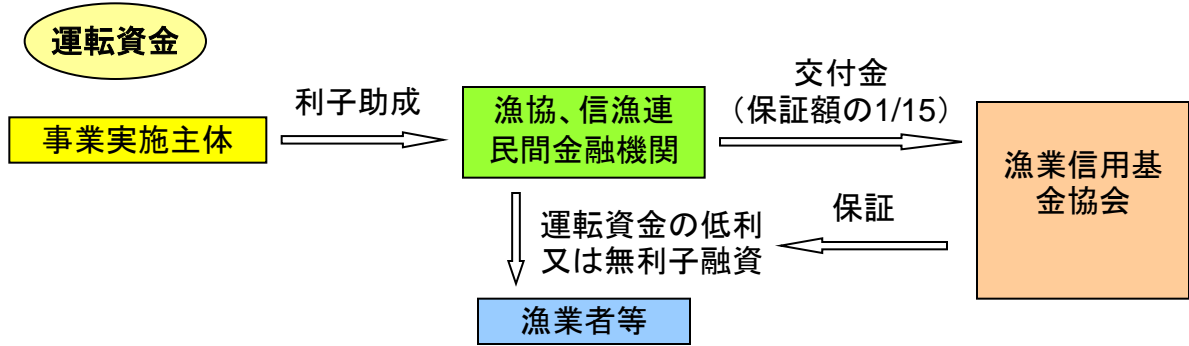
1 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成(低利又は無利子化)。



2 漁業経営改善緊急対策事業

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が運転資金を借りた場合、利子を助成(低利又は無利子化)。



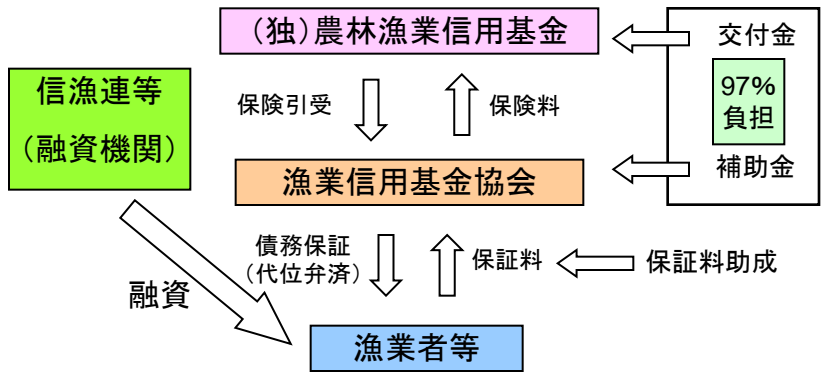
3 漁業緊急保証対策

緊急経済対策で行った、漁業信用基金協会及び(独)農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減(国が97%負担)、保証料助成について22年度においても実施。

21年度2次補正

22年3月末で期限切れを迎える現行の対策について

**期限を1年間延長
(平成23年3月末まで)
保証枠を
1,450億円規模に拡充**



61 漁場保全・被害対策

【12,002(2,069)百万円】

対策のポイント

大型クラゲ等の有害生物被害対策、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全等を推進するとともに、資源回復・漁場生産力の強化を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ等の有害生物や漂流・漂着物、外国漁船の投棄漁具、赤潮、漁場油濁の発生、藻場・干潟の消失等で著しく低下。
- ・国として、有害生物による漁業被害、漂流・漂着物等、赤潮、漁場油濁被害、藻場等の維持管理等の対策を講ずるとともに、生物多様性の保全を推進することが喫緊の課題。

政策目標

我が国の漁業生産量（水産動植物の採捕及び養殖の事業により生産されたもの）を次のとおり確保。

現状（平成17年度）573万トン 目標（平成29年度）631万トン

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 1,912(890)百万円
大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等の対策を総合的に支援します。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 1,139(643)百万円
漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発、赤潮対策、生物多様性の評価など、各般の対策を総合的に推進します。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 漁場漂流・漂着物対策促進事業 72(0)百万円
漂流・漂着物のリサイクル技術の普及や発生源対策及び漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減対策を行います。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
4. 資源回復・漁場生産力強化事業及び漁場機能維持管理事業 8,487(0)百万円
漁業者グループが行う資源回復・漁場生産力の向上のための活動を推進します。また、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援します。
〔補助率：定額、1/2相当、1/2以内、1/3以内、1/6以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

- 1、2、3、4 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486 (直))
4 水産庁沿岸沖合課 (03-6744-2393 (直))

漁場保全・被害対策

平成22年度概算決定額
12,002百万円

有害生物による被害の防止

(クラゲ、ザラボヤ、トド等の有害生物の監視、駆除、混獲回避漁具の導入)

生物多様性の保全

(生物多様性や環境状況を評価するための手法の開発、希少生物の保全)

赤潮対策

(被害防止のための赤潮監視と漁業者への通報、発生機構の解明)

漁場改善、増殖技術開発

(海域・湖沼の漁場改善、サンゴ増殖技術、木材利用を促進する増殖技術、底質等改善技術、貧酸素水塊対策、成長段階に応じた漁場環境の形成)

漂流・漂着ゴミの処理

(漁業系資材のリサイクル技術の普及、漂流・堆積物の回収処理)

油濁被害対策

(油濁被害の拡大防止)

資源回復・漁場生産力の強化

(輪番休漁の活用等による藻場・干潟の維持管理や海岸清掃等)

外国漁船操業被害対策

(外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援)

漁場環境の保全

持続的な漁業生産